

# 洋上風力発電導入に向けた促進事業について

～令和3年度の実施内容（予定※）について～

※今後変更となる可能性があります。

北海道経済部 環境・エネルギー局

環境・エネルギー課 省エネ・新エネ促進室

## 1. 背景

平成31年4月、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用促進に関する法律（以下「再エネ海域利用法」という。）」が施行され、一般海域における洋上風力発電事業の実施可能な区域を促進区域に指定し、長期占用を可能とする制度が創設された。

本道は、洋上風力について全国一のポテンシャルを有するほか、導入によりCO<sub>2</sub>削減に貢献できるとともに、資材調達や雇用創出などにより大きな経済波及効果が期待できることから、導入の促進を推進させることが必要である。

## 2. 事業目的

- ① 促進区域指定を希望する地域に対し、再エネ海域利用法に基づく法定協議会の設置に向けた合意形成等を推進するために必要な地域の取組を支援する。

【地域の合意形成等に向けた支援】

- ② 洋上風力導入の検討が進められていない地域に対し、利害関係者を含めた地域の関係者の機運醸成や理解促進を図るため全道規模のセミナーを開催する

【セミナーの開催】

- ③ 先進地の取組をまとめた事例集を作成する。【冊子の作成】

## 3. 具体的な内容

### ○地域の合意形成等に向けた支援

- ・支援区域の選定

[選定条件]

再エネ海域利用の促進区域の指定に向けて会議体が構成されており、道からの支援を望む区域

- ・支援の内容

[地域の取組の支援例]

- ・先行利用者等の理解促進を図るための研修会等の開催
- ・先進地視察及び地元選考利用者との意見交換会の実施
- ・専門アドバイザーの派遣

### ○セミナーの開催

- ・開催方法     オンライン方式による開催を基本とする。
- ・開催時期     9～11月
- ・開催内容     全道規模で理解促進や機運醸成の拡大が図られるような内容とし、洋上風力発電導入に関心の低い地域に対し関心が高まるような具体的な事例等を紹介する。

### ○冊子の作成

- ・掲載内容     洋上風力発電に対する正しい知識の付与や理解の向上に寄与すること、導入検討が進んでいない地域の方々の関心が高まる内容となるよう、先進事例をわかりやすく紹介する。